

横浜市記者発表資料

令和2年5月29日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

令和元年度に行った教職員等の懲戒処分について

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準により、令和元年度に行った懲戒処分（公表の例外措置2件を含む）について公表します。

1 懲戒処分内訳

処分内容	件数	概要
懲戒免職 (退職手当全額不支給)	6件	わいせつ5件（うち2件が例外措置対応）、窃盗1件
停 職	4件	セクハラ2件、公務外非行2件
減 給	2件	非違行為1件、不適切受給1件
戒 告	3件	教育公務員として不適切な行為3件

2 公表の例外措置とした事件の概要及び処分内容

(1) 事案1

被 処 分 者	小学校教諭（男性）
処 分 内 容	免職（退職手当全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒（監督者責任）
概 要	当該教諭は、勤務校を卒業した女子生徒に対し、抱きしめたり体を触ったりするなどの行為をした。

(2) 事案2

被 処 分 者	中学校教諭（男性）
処 分 内 容	免職（退職手当全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒（監督者責任）
概 要	当該教諭は、女子生徒に対し、キスをして胸を触るなどの行為をした。

3 教職員人事部長コメント

教育委員会として不祥事の防止に取り組んでいる中、15件もの懲戒処分を行う結果となったことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

職員一人ひとりが公務員としての立場を強く認識し、責任ある行動をとるよう徹底するとともに、本市教育に対する児童生徒や市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244